

介護予防・日常生活支援総合事業について

平成28年1月

朝倉市 介護サービス課

①総合事業への移行について

- 介護保険法の改正により、介護予防給付（要支援1、2）の訪問介護、通所介護が新たに地域支援事業の「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」として位置づけられます。
- 総合事業は、市町村が地域の実情に応じて行うもので、市町村ごとに地域に必要な事業を考えながら行っていきます。
- 平成28年3月より朝倉市は総合事業へ移行します。
- 朝倉市で実施する事業は、現行の訪問介護相当、現行の通所介護相当、現在実施している二次予防事業、一次予防事業及び現行の介護予防ケアマネジメント相当となります。
- その他の事業（緩和した基準によるサービスや住民主体による支援等）については、今後検討予定です。

地域支援事業の全体像

<改正前>

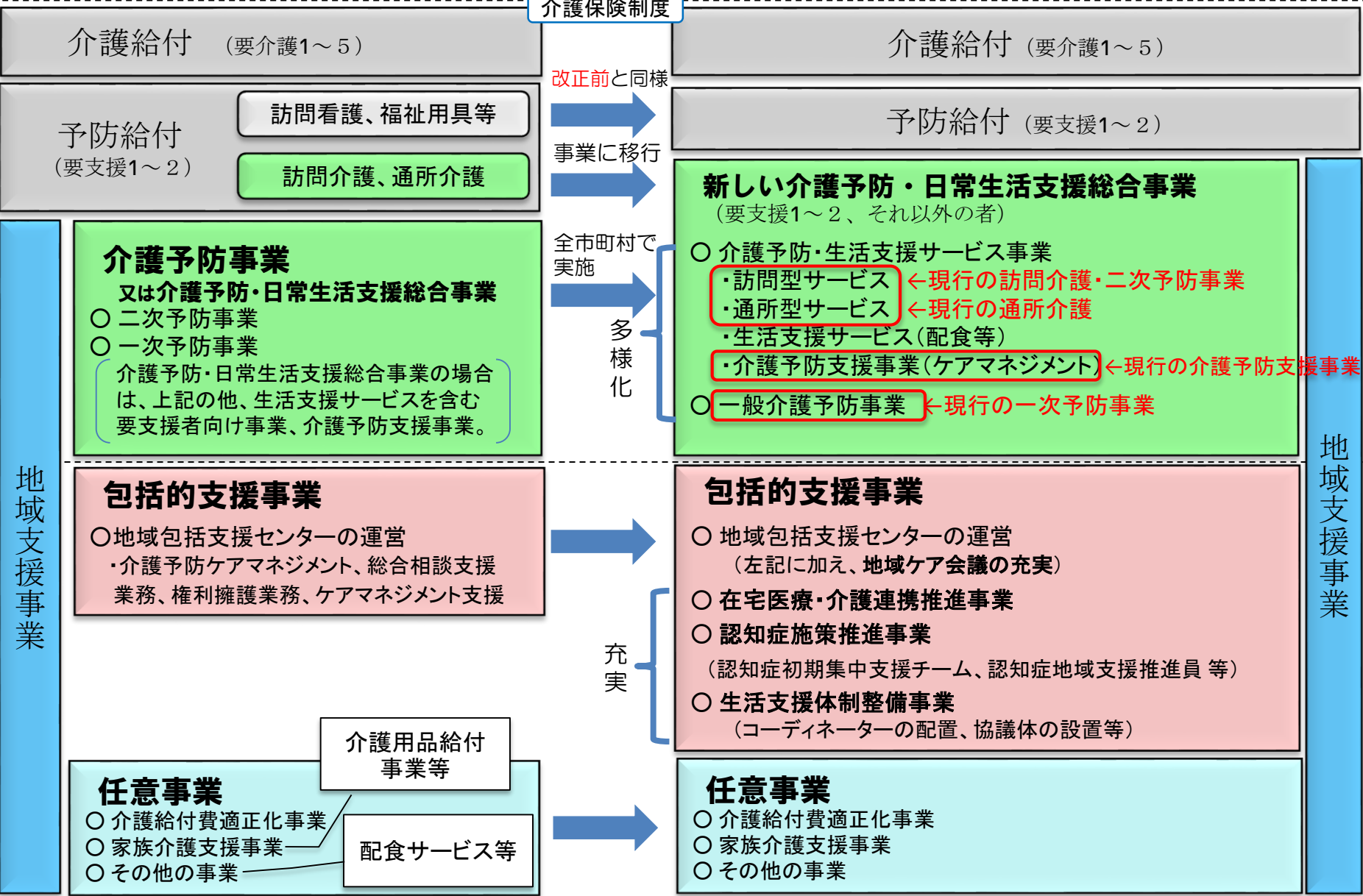
<改正後>

【財源構成】
 国 25%
 都道府県 12.5%
 市町村 12.5%
 1号保険料 22%
 2号保険料 28%

【財源構成】
 国 39.0%
 都道府県 19.5%
 市町村 19.5%
 1号保険料 22%

地域支援事業

地域支援事業



※厚生労働省資料を一部改変

28年3月から本市で実施するサービス

本市独自事業

介護予防・日常生活支援総合事業
(新しい総合事業)

介護予防・生活支援サービス事業

(従来 of 要支援者)
 ・要支援認定を受けた者(要支援者)
 ・基本チェックリスト該当者(介護予防・生活支援サービス対象事業者)

訪問型サービス
(第1号訪問事業)

・現行の訪問介護相当
 ・多様なサービス

- ①訪問介護
- ②訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)
- ③訪問型サービスB(住民主体による支援)
- ④訪問型サービスC(短期集中予防サービス)
- ⑤訪問型サービスD(移動支援)

通所型サービス
(第1号通所事業)

・現行の通所介護相当
 ・多様なサービス

- ①通所介護
- ②通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)
- ③通所型サービスB(住民主体による支援)
- ④通所型サービスC(短期集中予防サービス)

その他の生活支援サービス
(第1号生活支援事業)

- ①栄養改善の目的とした配食
- ②住民ボランティア等が行う見守り
- ③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援(訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等)

介護予防ケアマネジメント
(第1号介護予防支援事業)

※ 上記はサービスの典型例として示しているもの。市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

一般介護予防事業

・第1号被保険者の全ての者
 ・その支援のための活動に関わる者

- ①介護予防把握事業
- ②介護予防普及啓発事業
- ③地域介護予防活動支援事業
- ④一般介護予防事業評価事業
- ⑤地域リハビリテーション活動支援事業

いきいき健康クラブ、高齢者筋力トレーニング等
 地域ミニディ推進事業(サロン)等

※実施する事業以外の事業については今後検討。

②介護予防・生活支援サービス事業の対象者・申請窓口・利用手続について

対象者

- ・平成28年3月以降に、新規・更新により要支援認定を受けた方
- ・基本チェックリストにより事業対象者と判断された方 ※第2号被保険者は対象外。
(事業対象者には認定期間はありません。)

申請窓口

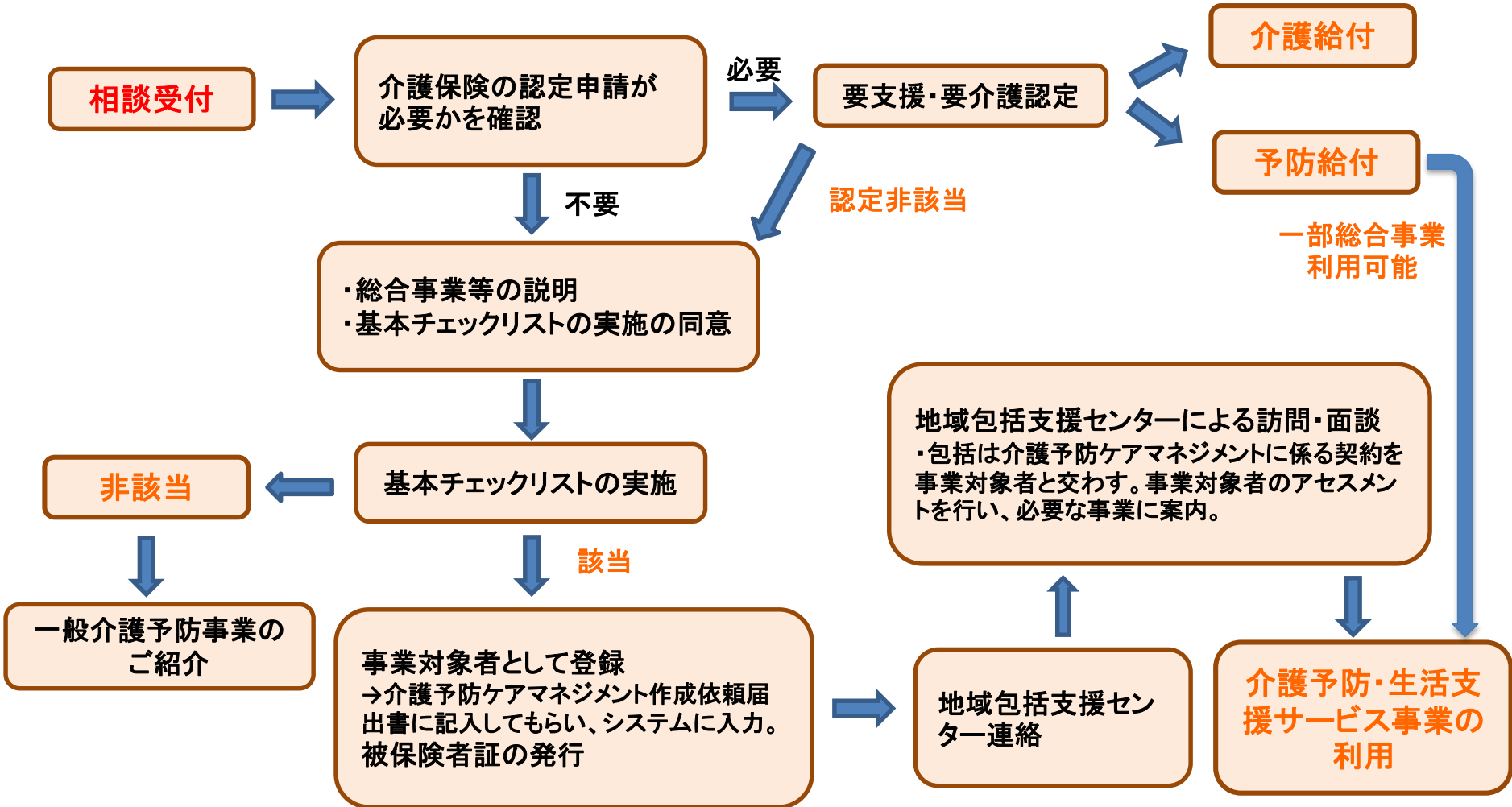
- ・市役所介護サービス課
- ・支所市民窓口係
- ・地域包括支援センター

利用申請

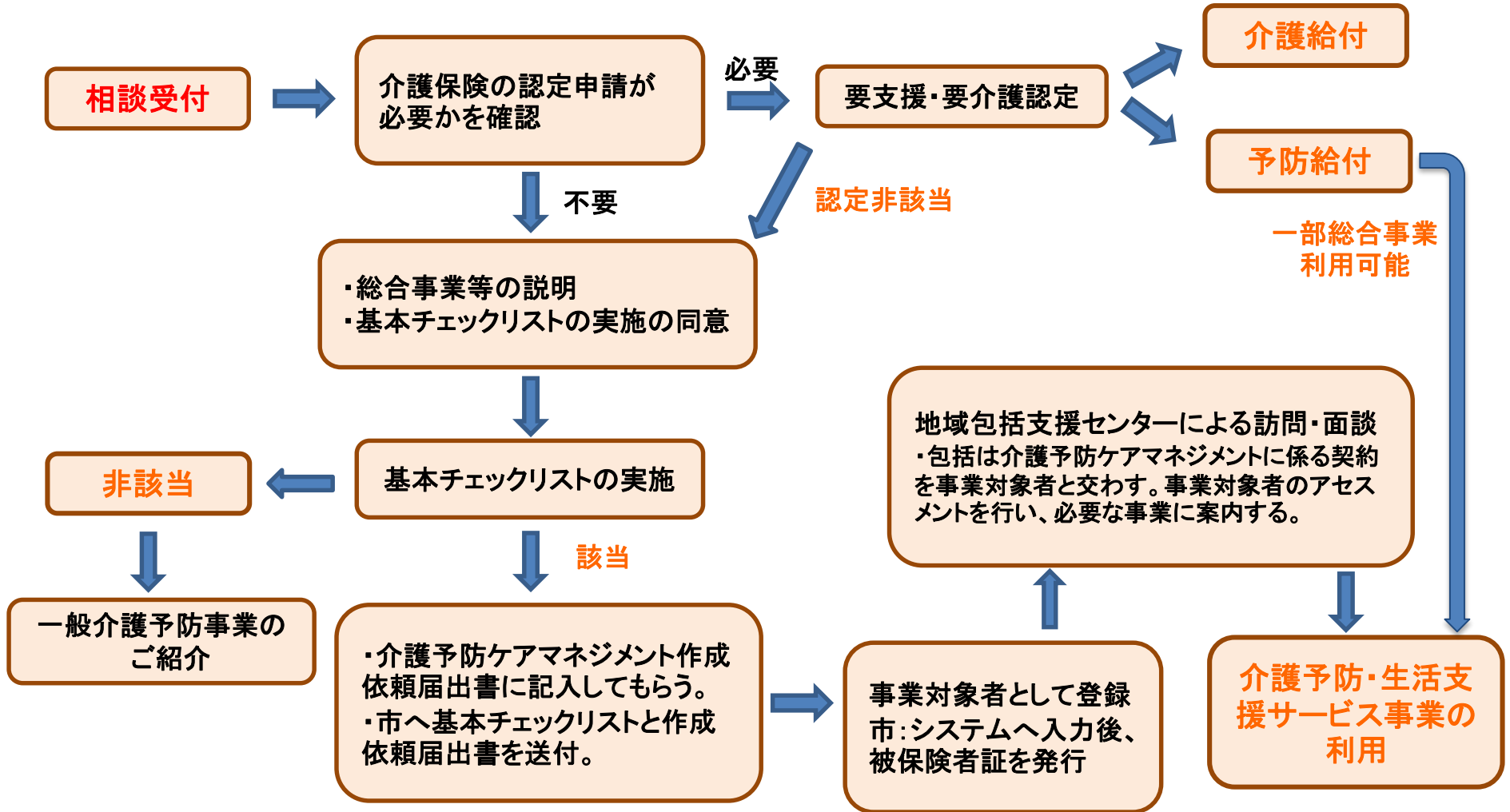
- ・要支援認定を受けて、介護予防ケアマネジメントを受ける
- ・基本チェックリストにより「事業対象者」となり介護予防ケアマネジメントを受ける

※窓口から利用までの流れ(案)を参照ください。

窓口から利用の流れ(本庁・支所) (案)



窓口から利用の流れ(地域包括支援センター) (案)



③総合事業開始にあたってのサービスコード表について

○平成28年3月以降に認定の更新等により要支援認定を受けた方及び事業対象者については、総合事業のサービスコードを使用するようになります。

(認定の更新等までは、従前の介護予防訪問介護・介護予防通所介護のコードを使用します。)

※移行期間中(平成28年3月～平成29年2月)は、予防給付の方と総合事業の方が混在しますのでご注意ください。

○総合事業は、市町村によってサービスコード、基準等が異なる場合があります。

※朝倉市内の事業者が他市町村の被保険者(住所地特例対象者を除く。)に対してサービスを提供する場合は、当該市町村の基準等により、当該市町村の設定するサービスコードを使用します。逆に、朝倉市外の事業者が朝倉市の被保険者(住所地特例対象者を除く。)に対してサービスを提供する場合は、朝倉市の基準等により、朝倉市のサービスコードを使用します。

訪問介護

1 訪問型サービス(みなし)サービスコード表 (サービス種類コードA1)

平成27年3月31日までに県から介護予防訪問介護の指定を受けていた「みなし指定事業者」が使用します。

2 訪問型サービス(独自)サービスコード表 (サービス種類コードA2)

平成28年3月以降に朝倉市から訪問介護相当サービスの指定を受けた事業者(平成27年4月1日以降に介護予防訪問介護の指定を県から受けた事業者など)が使用します。

通所介護

3 通所型サービス(みなし)サービスコード表 (サービス種類コードA5)

平成27年3月31日までに県から介護予防通所介護の指定を受けていた「みなし指定事業者」が使用します。

4 通所型サービス(独自)サービスコード表 (サービス種類コードA6)

平成28年3月以降に朝倉市から通所介護相当サービスの指定を受けた事業者(平成27年4月1日以降に介護予防通所介護の指定を県から受けた事業者など)が使用します。

介護予防ケアマネジメント

5 介護予防ケアマネジメントサービスコード表 (サービス種類コードAF)

総合事業のサービスのみを利用する時に使用します。介護予防支援の場合は、従前のサービスコードを使用します。